

## 富田林市要綱第8号

### 富田林市イメージキャラクター等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富田林市イメージキャラクター等（以下「キャラクター等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱において「キャラクター等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市が定めたイメージキャラクターの基本デザイン（別図第1及び別図第2）及び市長が別に定めるその展開デザイン

(2) 市が定めたイメージキャラクターの愛称のロゴタイプ（別図第3）

2 キャラクター等のデザインの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）は、全て富田林市に帰属する。

(使用の許可申請)

第3条 キャラクター等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）

は、あらかじめ富田林市イメージキャラクター等使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 市及び市職員が業務に関し使用するとき。

(2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。

(3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(4) その他市長が適当と認めたとき。

(使用許可等)

第4条 市長は、前条に規定する使用許可申請があつた場合、速やかに内容を審査の上、使用許可の可否を決定し、富田林市イメージキャラクター等使用許可・不許可通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクター等の使用を

許可しないものとする。

- (1) 本市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (6) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

3 市長は、第1項に規定するキャラクター等の使用の許可（以下「使用許可」という。）をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

（使用料）

第5条 キャラクター等の使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- (2) 市で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用し、デザインの改変をしないこと。
- (3) 第4条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (4) キャラクター等の使用前に当該使用に係る物件の完成見本を、速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(5) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。

(使用内容の変更許可等)

第7条 使用者は、キャラクター等の使用内容を変更しようとするときは、あらかじめ富田林市イメージキャラクター等使用変更許可申請書（様式第3号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、速やかに内容を審査の上、使用内容の変更許可の可否を決定し、富田林市イメージキャラクター等使用変更許可・不許可通知書（様式第4号）により、使用者に通知するものとする。

3 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクター等の使用許可を取り消すとともに、富田林市イメージキャラクター等使用許可取消通知書（様式第5号）により、使用者にその旨を通知するものとする。

(1) この要綱に基づく規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 使用許可を受けずにキャラクター等を使用した場合、又は前項の規定により市長が使用者に対しキャラクター等の使用許可を取り消したにも関わらず、その使用を中止しない場合、市長は、著作権法その他の法令の規定に基づき、その使用の差し止め等の請求を行うものとする。

(責任の制限)

第9条 市は、前条の規定による使用許可の取り消しにより使用者に生じた損害について、その責めを負わない。

2 市は、使用者がキャラクター等の使用によって第三者に対して与えた損害又は損失について、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わな

い。

(損害賠償)

第10条 第8条第1項各号のいずれかに該当する使用者は、これにより市に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年要綱第29号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年要綱第2号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている用紙については、当分の間、この要綱による改正後の各要綱の様式に関する規定による用紙とみなして使用することができる。

別図第1 (第2条関係)



別図第2 (第2条関係)



別図第3 (第2条関係)

とっぴー  
Toppo